



諸外国における国民IDカードとe-ID

国際社会経済研究所(NECグループ)主幹研究員

小泉雄介



好調な滑り出し

我が国では2015年10月にマイナンバー制度が始まり、16年1月からは希望者にマイナンバーカードの交付が始まった。マイナンバーカードの交付枚数は、まずは好調な滑り出しと言える。マイナンバーカードの用途としては、物理的な身分証明書として対面で利用するほか、電子的な身分証明書と

録証や図書館カードなどとしても利用可能であり、総務大臣の定めにより民間企業のポイントカード、社員証などとしても利用でき

納された公的個人認証サービスの電子証明書を用いたオンライン申請、住民票などのコン

ビニ交付、マイナンバーへのログイン、総務大臣が認定した民間事業者での利用(オンラインバンキング等を想定)が可能である。また、ICチップの空き領域を用いて、自治体条例によって印鑑登録、諸外国の国民ID

一部先進国除き導入進む



キューバの国民IDカード(出典: The Cuban History.com)

カード制度について紹介したい。

一部の先進国である。米国では社会保障番号(SSN)が事実上の国民ID番号として使

われているが、国民IDカードに当たるもの

はない。英国では06年にIDカード法が成立して09年からIDカードが一部の地域で発行開始されたが、翌年の政権交代によって頓挫している。

2つの利用方法

諸外国における国民IDカードの利用方法は、日本のマイナンバーカードと同様、大きくは「物理的な身分証明書」としての利用と、オンラインなどで「電子的な身分証明書」としての利用の二つの方法がある。

前者の「物理的な身分証明書」としては、各々の国の利用方法に大きな違いがない。行政手続の際の本人確認、運転免許証やパスポート

(金曜日に掲載)